

## 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯は、国民健康保険税が減額または免除される場合があります。

### ■対象世帯

次の1か2のいずれかに該当する世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの収入の減少が見込まれ、次の(1)から(3)までのすべてに該当する世帯
  - (1)世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を除いた額）が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること
  - (2)世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得額が1,000万円以下であること
  - (3)世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

### ■減免額

- 1に該当する場合  
全額免除
- 2に該当する場合

【表1】で算出した対象保険税額に、【表2】に基づく減額または免除の割合を乗じた額

【表1】

対象保険税額 = (A) × (B) ÷ (C)
(A)世帯の被保険者全員について算定した保険税額
(B)世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
(C)世帯の被保険者全員の前年の合計所得額

【表2】

前年の合計所得金額	減額または免除の割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

注：世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減額または免除の割合は10分の10となります。

### ■減免対象となる保険税

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限のもの

■申請に必要な書類

【失業の場合】

- ・町税減免申請書
- ・離職（退職）証明書、雇用保険手続き関係書類（雇用保険受給資格者証等）

【事業の休廃止の場合】

- ・町税減免申請書
- ・公的機関への休業又は廃止の届出書の写し、事業主の事業休廃止の申立書

【死亡又は重篤な傷病の場合】

- ・町税減免申請書
- ・入院証明書、診断書、医療費の領収書等  
（新型コロナウイルス感染症によるものだと判断できるもの）

【上のいずれにも該当しない場合】

- ・町税減免申請書
- ・次のいずれかに該当する収入金額のわかるもの（収入が減少したものだけ）  
給与収入・・・給与（等支払）証明書、給与明細、確定申告書の写し  
事業収入・・・確定申告書の写し  
その他の収入・・・確定申告書の写し

※1 保険金・損害賠償等により補填される金額がある場合は、帳簿や保険契約書等の写しを添付してください。

※2 収入金額のわかるものは、前年中の所得と現在の見込みの2種類提出してください。

※3 郵送の場合は、本人確認できる書類（被保険者証の写し又は納税通知書の写し等）